

## 鳥栖市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり全庁的に取り組むため、鳥栖市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 創生本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

### (組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、創生本部を総括する。
- 3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、教育長、各部長をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、別に本部員を任命することができる。

### (会議)

第4条 創生本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会)

第5条 本部長は、専門的事項を分掌させるため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会長及び部員をもって組織する。
- 3 部会長は、総合政策課長をもって充て、部会を総括する。
- 4 部員は、職員のうちから本部長が指名する。

### (庶務)

第6条 創生本部の庶務は、総合政策課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。